

水産資源の持続的 利用と管理

1 漁業生産をとりまく環境



水産業の将来をめぐる議論が活発化しているが

■水産業・漁村の衰退が著しく、それに対する有効な対応がなされていない。水産資源の減少や枯渇という実態を踏まえ、より効果的な資源管理手法を導入する必要性が増している

■既存システムでは、活力ある水産業・漁村を取り戻すことができないと判断。攻めの農林水産業の下、水産業の既存システムを「岩盤規制」とみなし、構造改革を提起する動き

■沿岸漁業、養殖業をめぐる構造改革に関する議論が、強い反発があってもなかなか進まない。反面、提起される改革案が、あまりに実態とかけ離れすぎているとも言われる

東日本大震災の復興が提起した問題とは？

■東日本大震災の復旧・復興に際して、宮城県知事が提案して採択された、「特区」構想に対して、被災漁業関係者から強い反発があった

■特区とは？

東日本大震災復興特別区域法（復興特区法） 2011.12.7成立
養殖漁場の免許方式の特例、が実現

*復興過程にあって、漁業法の規定に基づかない特例的な扱い

*水産物卸売漁業者である仙台水産の参加、石巻市桃浦地区のカキ養殖業者15名とが協同して会社を設立。同社に対して、養殖のための区画漁業権を付与

特区議論の行きつく先は？

■沿岸漁業の生産のあり方を規定している、漁業権漁業の「改革」。外部資本の参入を促す体制の確立

■持続的な資源利用、未利用の資源を有効に使う体制の確立

■日本の資源利用のあり方を変えると同時に、漁業経営の競争力を強化する(漁獲量の個別割り当て制(ITQ)などを導入することの是非を検討、含む)

■衰退著しい水産加工業の再編制含めて、総合産業としての復活をめざす

実際には難しいものも含まれる



被災後しばらくはこうした状況が続いた。



新しくできた萩浜共同カキ処理場。三陸沿岸では、こうした集落単位の処理場が点在していた。



萩浜にある処理場は漁協が所有。

水産資源の持続的 利用と管理

海洋秩序と水産業

国連海洋法条約と日本の水産業

■1994年11月 国連海洋法条約が発効。日本は96年にこれを批准。排他的経済水域 (Exclusive Economic Zone, EEZ)を設定

■日本は、海域利用、漁業管理、水産資源の利用について、大きな変更を求められた

1) 国連海洋法が提唱した海域の総合的管理に向けた準備

2007年 **海洋基本法が施行**

2) **TAC(Total Allowable Catch:漁獲可能量)**を設定

(海洋法条約第61条・62条にもとづく) =>後に説明

3) それ以前に**水産基本法**を制定

2001年に、国連海洋法条約の批准、世界貿易機構(WTO)下での水産物貿易の自由化の流れを視野にいれて、**新しい水産政策、漁村振興の枠組みを設定**



○左の図のようになるが、国と国との間隔が狭かったり、領土・領海に関する紛争等がある場合は、変速的な扱いになる

○漁業に関しては、様々な協定や合意があり、日中韓の3か国の間では、暫定的に取り決めた水域、共同利用水域があるなど、複雑である

○近年、日本周辺はもとより、アジア各地、世界各地で、海の利用に関する紛争が増えている

日本の海は誰が管理主体か？

■世界的な流れは、統合的管理(integrated management)に向かっている。日本では、沿岸域で典型的だが、縦割りの管理が行われている

*日本では、総合的管理、と訳されるのが一般的

■歴史的には、海を最も利用してきた漁業部門の役割が大きいが、産業開発や観光開発が進むと、部門間の調整が必要となる。部門間の利害調整を得て、十分に管理されているとは言えない

■利害調整を行い、将来計画にもとづいた利用をどう行っていくか？

海洋基本法では、内閣府に大きな権限が与えられるとともに、地方分権型を目指す

図 海岸の区分と管理主体

総延長 35,000km	海岸保全区域 14,000km	海岸法対象	区分	建設海岸 5,000km	港湾海岸 4,000km	漁港海岸 3,100km	農地海岸 1,700km	共管 200km
	14,000km		管理者	都道府県知事	都道府県知事・市町村	都道府県知事・市町村	都道府県知事	都道府県知事 (例外: 市町村長)
			国の窓口	水管理・国土保全	港湾局	水産庁	農村振興局	農林水産省・国土交通省
			主務大臣	国土交通省	国土交通省	農林水産省	農林水産省	
	一般公共海岸区域 14,000km							
	その他 7,000km							



(資料)水産庁、国土交通省東北地方整備局の資料にもとづき、海洋政策財団が作成。筆者一部加筆

沿岸域総合的管理に向けた動き

■沿岸域の再活性化、海洋環境の保全・再生、自然災害への対策、地域住民の利便性向上をはかるために、**陸域と海域**を一体的に総合的に管理……

■特に、利害関係が複雑に絡む沿岸域については、地方自治体がどのような役割を果たすことができるか、検討が続けられている

■地方自治体は、「沿岸域総合管理」計画を総合計画に位置付け、利害関係者や住民の参加のもと、利用と保全に関する合意を形成し、参加型管理を行うようにする

■沿岸域の一定範囲を地方自治体の管轄下におくことが検討中。パイロット・プロジェクトが実施されている

水産業による利用秩序

図 日本の漁業大海区図
(資料)水産庁

○全国9つの海区に分かれている。
○センサスなどの基本的統計は、海区毎の集計がなされている。動向をつかみやすい。

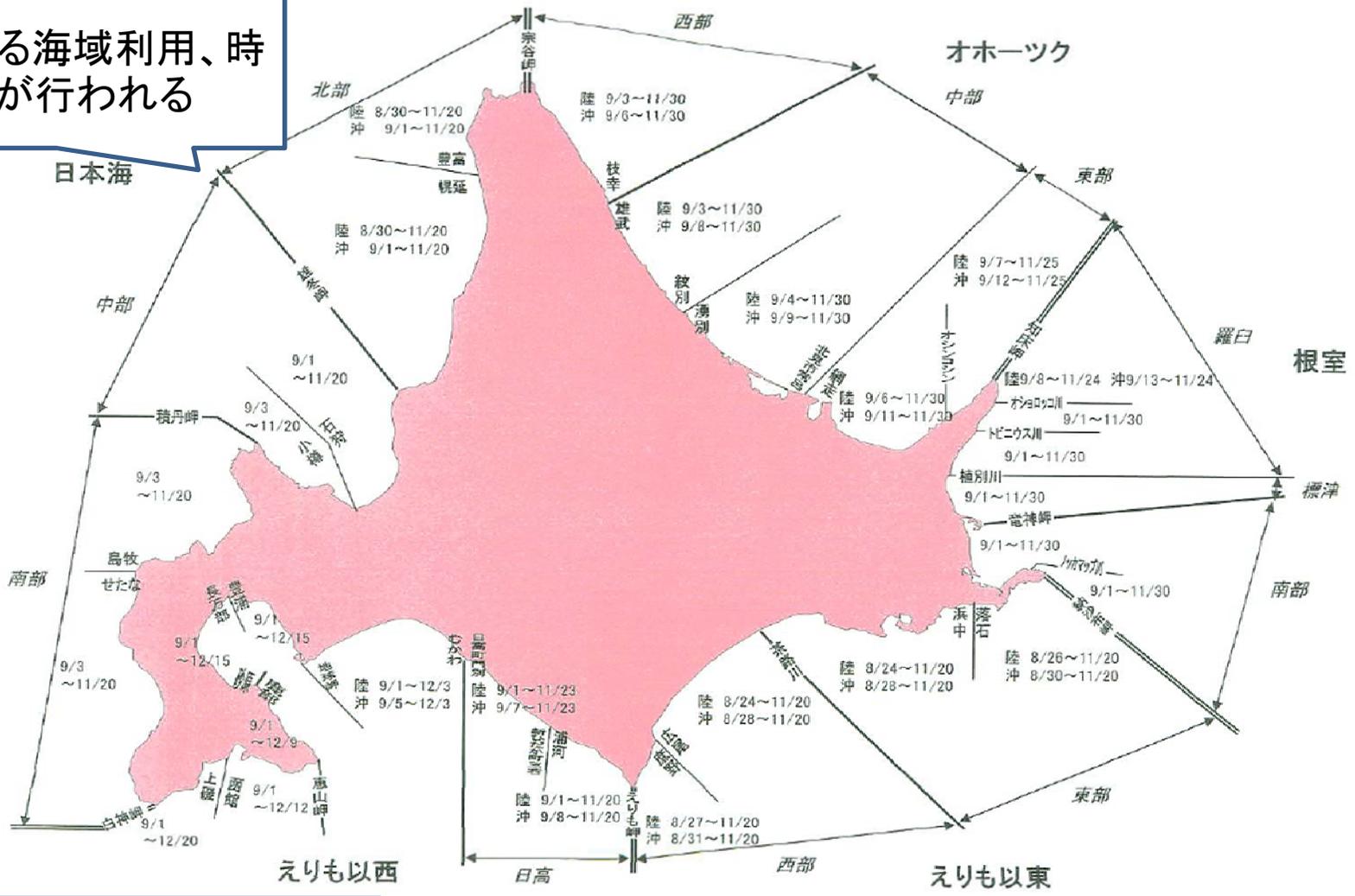
○全国に海区は66ある。各県1海区が基本ではあるが、北海道、北海道に10海区、長崎県に4海区、福岡県・鹿児島県に3海区、青森県・茨城県・東京都・新潟県・兵庫県・島根県・山口県・佐賀県・熊本県に2海区、その他は1海区ある。

○広島県は1海区の設定



例 図 北海道秋サケの概要(海区とサケ定置の操業期間)

漁業種類による海域利用、時期設定等が行われる



実際の漁場利用はさらに複雑になり、何重ものシステムによって、利用と管理が動いている

資源の分布、漁業地域の形成等によって異なる

漁業法と水協法にもとづく資源利用

■漁業法

- 1) 戦前にあった旧漁業権を消滅(補償)させ、戦後は**民主化**と**漁民的漁場利用**の観点から再編成
 - * 農業における農地改革に似た制度改革が実施された
- 2) 指定遠洋漁業制度の創設
- 3) 海区漁業調整委員会制度の設置 (前掲、水産業による利用秩序 参照) 都道府県に設置された独立行政委員会 (漁業者は一部の委員を直接に選ぶことができる)

■水協法(水産業協同組合法)

- 1) 戦前の漁業組合を解散させて、漁業者の自主独立の組合
- 2) **漁業権管理団体**、**経済事業運営団体**としての二つの役割

漁協は、正組合員資格を定款
で定めず、漁業従事日数に基
づく法定組合員制度をとる

漁獲行為そのものが法定規
制を受けるが、漁協が資源の
利用と配分において民主的に
運営されることを前提にした
制度

(参考) 漁業の分類 (一般的な)

■ 場所による分類

海面漁業、内水面漁業 (汽水漁業)

■ 活動内容による分類

漁獲漁業、養殖業

■ 二つの分類を組み合わせ (例)

海面漁業 : 海面漁獲漁業、海面養殖業

内水面漁業 : 内水面漁獲漁業、内水面養殖業

* 統計ではこの組み合わせを用いることが多い

漁業は制度的に3つに分類

制度面からみると、漁業は3つに分類

- 1 **自由漁業** 小規模な釣り漁業, 延縄漁業
- 2 **漁業権漁業** 定置, 養殖, 共同漁業

特定の区域について特定の漁業を排他的に, 独占的に営む権利を与えないと漁業が成り立たない、漁業を営む権利を付与しなければできないような漁業が、**漁業権の対象**

- 3 **許可漁業**

独占排他的に営む権利を必要としないが, 一定の枠内で制限したり管理する必要がある漁業が対象。**特定の者に特定の条件をつけて禁止を解除して行う漁業を、許可漁業という**

* 詳しくは、資料「漁業法にもとづく漁業権制度・許可制度の分類」

3段階の漁業管理制度

■ 3段階制度(漁業管理制度); 国-県-地域

国レベル: 漁業法 (これが基本)

漁業管理制度の枠組み; 規定, 禁止事項など詳しくは設けていない

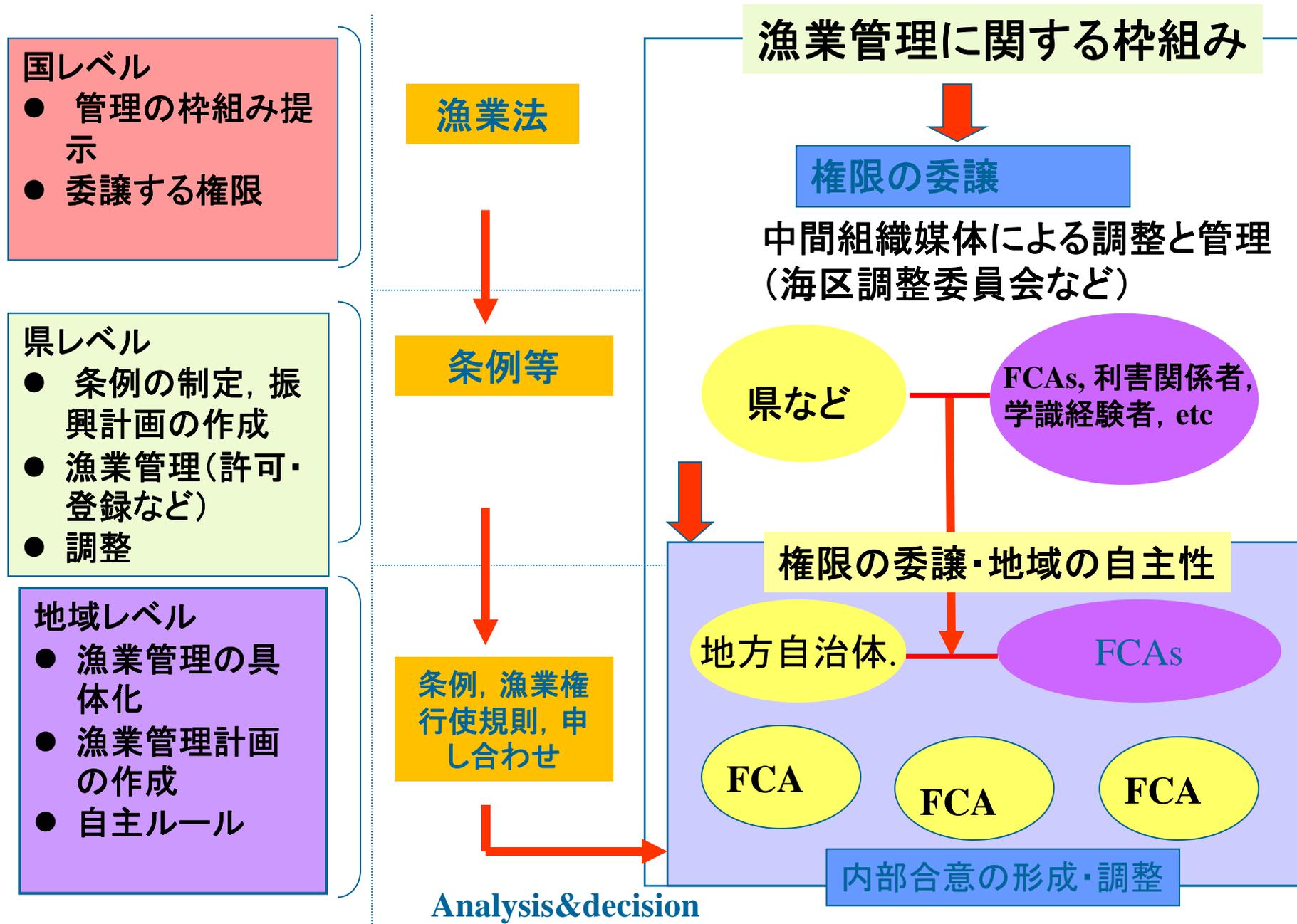
県レベル: 漁業調整委員会(原則的に1県1海区, 全国に66海区)

水面を総合的に利用し, 漁業生産力を発展させ, あわせて民主化をはかること。知事に対する諮問・建議はもとより, みずから裁定, 指示, 認定などができる

地域レベル

漁協が担うのが一般的

図 日本の漁業管理制度：国と地方との責任分担関係



演習問題

- 1) 海洋基本法の内容について調べ、総合的沿岸域管理とはどのようなものであるかを述べなさい。
- 2) 地方自治体を中心になって沿岸域管理を実施するプロジェクトについて調べ、成果と課題を明らかにしなさい。
- 2) 日本の漁業管理制度には大きな特徴がある。地域に権限を委譲したシステムが機能しているが、それは、漁業生産や水産資源の利用において、どのようなメリットがあると考えられるか。
- 4) “海は誰のものか？”、利用と管理の視点からこの問いに答えなさい